



神環事第1944号
令和2年3月4日

兵庫県電機商業組合 御中

神戸市環境局長

小売店から排出される廃棄物の適正処理について（お願い）

貴組合におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より、本市の環境行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、最近、本市において、小売店から排出される廃棄物の処理が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」という。）に適合していない事例が見受けられました。

つきましては、貴組合員の皆様方に、下記の事項について周知していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 小売店等から排出される廃棄物の処理について

- (1) 家電リサイクル法対象の特定家庭用機器廃棄物（家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機。以下「特定家庭用機器」という。）は、指定取引場所に搬入してください。運搬を他人に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者へ委託してください。
- (2) 特定家庭用機器廃棄物以外で廃棄物となった電気製品及び発泡スチロール等の梱包材等（紙類は除く）は、産業廃棄物として適正に処理をしてください。産業廃棄物の処理を委託する際は、2. に留意してください。
- (3) 紙類（段ボール等）は、できるだけリサイクル業者に回収を依頼し、どうしても廃棄物として処理する場合は、事業系一般廃棄物として、各自治体のルールに従って処理してください。

2. 産業廃棄物の処理を他人に委託する場合の留意事項

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 産業廃棄物処理委託基準（法第12条第5項及び第6項）を遵守すること。

【産業廃棄物委託基準の主な内容】

- ① 処理を委託する品目が事業範囲に含まれている産業廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）の許可を受けた者に処理を委託すること。
 - ・ 廃電化製品の場合：金属くず、廃プラスチック類
 - ・ 発泡スチロールの場合：廃プラスチック類

② 処理に関する委託契約は必ず書面にて行うこと。また、委託契約書には以下の事項を必ず含めた契約書とすること。

ア. 委託する産業廃棄物の種類及び数量

イ. 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ウ. 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、処分又は再生する場所の所在地、方法、施設の処理能力

エ. その他廃棄物処理法施行規則第8条の4の2に定める事項（委託契約の有効期間、処理料金等）

(2) 処理の際は、法第12条の3第1項の規定に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。また、交付したマニフェストは、廃棄物処理法の規定に基づき、適正に保存等すること。（紙マニフェストの場合は、5年間の保存義務があります。）

なお、これらに違反した場合は、罰則の対象になる場合があるので、留意してください。

罰則の例：

ア. 無許可の業者に産業廃棄物の運搬や処分を委託した場合（法第12条第5項委託基準違反）は、「5年以下の懲役若しくは1,000万円の罰金又はこれを併科」の罰則の対象となる場合があります。

イ. マニフェストを交付せず産業廃棄物の処理を委託した場合（法第12条の3第1項管理票交付義務違反）は、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」の罰則の対象となる場合があります。

2. その他

産業廃棄物の処分（中間処理・最終処分）を行う許可事業者のうち、神戸市内の事業者については、本市ホームページで紹介しています。

神戸市 HP : <https://www.city.kobe.lg.jp/a98953/business/kankyotaisaku/industry/companylist.html>

（ホーム > ビジネス > 環境対策 > 産業廃棄物処理 > 神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧）

神戸市外の処分業者や収集運搬業者の紹介は、兵庫県産業資源循環協会（TEL：078-381-7464）にお問い合わせください。

【担当・連絡先】

神戸市環境局事業系廃棄物対策部

TEL:078-595-6190